

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託（4件）【建設局公園緑地部公園管理課】2
- 徴収事務の委託（5件）【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】6

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】11
- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課】15
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】18

◇ 病 院 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【病院局八幡病院事務局管理課】21

北九州市告示第202号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立老松球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月20日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
朝日建物管理株式会社 九州支店	北九州市小倉北区大門 二丁目1番8号	平成29年4月1日か ら平成30年3月31 日まで

北九州市告示第 203 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立萩ヶ丘球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 29 年 4 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社コナミスポーツクラブ	東京都品川区東品川四丁目 10 番 1 号	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第204号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立岡田球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月20日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野 二丁目11番1号	平成29年4月1日か ら平成30年3月31 日まで

北九州市告示第205号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立大池球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月20日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野 二丁目11番1号	平成29年4月1日か ら平成30年3月31 日まで

北九州市告示第206号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立旧百三十銀行ギャラリーにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月20日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社椀組	北九州市八幡東区末広町1番3号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第 207 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立戸畑市民会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 29 年 4 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	平成 29 年 4 月 1 日か ら平成 30 年 3 月 31 日まで

北九州市告示 208号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立門司市民会館、北九州市立若松市民会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月20日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
共同企業体グループA 2K代表企業朝日建物 管理株式会社	北九州市小倉北区大門 二丁目1番8号	平成29年4月1日か ら平成30年3月31 日まで

北九州市告示第 209 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州芸術劇場、北九州市立響ホール及び北九州市立大手町練習場における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 29 年 4 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市 芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町 一丁目 1 番 1 号	平成 29 年 4 月 1 日か ら平成 30 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 2 1 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立黒崎文化ホールにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した

。

平成 2 9 年 4 月 2 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社黒崎コミュニ ティサービス	北九州市小倉北区米町 二丁目 2 番 1 号	平成 2 9 年 4 月 1 日か ら平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 2 7 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 9 年 4 月 2 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク重住店

北九州市小倉北区重住三丁目 3 番 5 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 佐藤秀晴

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤秀晴

ほか 5 者

(2) 変更後

株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤秀晴

ほか 8 者

4 変更の年月日

平成 2 9 年 4 月 1 1 日

5 変更する理由

代表者交代及び営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成 2 9 年 4 月 1 1 日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年4月20日から同年8月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年8月21日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 274 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 29 年 4 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリブ黒崎
北九州市八幡西区岡田町 9 番 2 2 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社サンリブ
北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号
代表取締役 佐藤秀晴
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
 - ア 変更前
北九州市八幡西区岡田町 9 番 5
 - イ 変更後
北九州市八幡西区岡田町 9 番 2 2 号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社サンリブ
代表取締役 佐藤秀晴
ほか 9 者
 - イ 変更後
株式会社サンリブ
代表取締役 佐藤秀晴
ほか 7 者
- 4 変更の年月日
 - (1) 平成 24 年 10 月 11 日

(2) 平成29年4月11日

5 変更する理由

(1) 住居表示制度により住居番号を取得したため

(2) 代表者交代及び営業政策所の理由による

6 届出年月日

平成29年4月11日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年4月20日から同年8月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年8月21日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 275 号

次のとおり応募者に資格条件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る
手続を開始する。

平成 29 年 4 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市洋上風力発電に係るゾーニング手法検討支援・調査業務
- (2) 業務内容 一般海域における洋上風力発電導入検討に向けたゾーニングマップとゾーニングマニュアル等の作成、市民向けの風力発電理解促進セミナーの開催、関係主体との合意形成を進めるための協議会の設立と運営を行う。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 30 年 3 月 15 日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項並びに北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年北九州市規則第 60 号）第 7 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立て
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき

(5) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等）が未納でない者

(6) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、調査提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。

(7) 日本国内における過去5年間に環境・エネルギーに関する業務について、元請としての実績を有すること。

3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 業務実績等

ア 認証取得状況

イ 業務実績

ウ 資格保有

(2) 体制

業務実施体制

(3) 企画提案書内容

ア 洋上風力発電等に関するデータ収集、整理及びGIS化

イ 一般海域における洋上風力に向けた制約及び条件等の調査及び整理

ウ 「ゾーニングマップ」、「ゾーニングマニュアル」の作成

エ 協議会等運営支援

オ 地域の合意形成に向けたセミナーの開催支援

カ 本市における風力発電の導入目標とロードマップ作成支援業務

(4) 工程管理、その他

ア 工程管理

イ その他事項

4 手続等

(1) 担当部局

北九州市環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2238

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 第1号に同じ。

イ 交付期間 公告の日から平成29年4月28日まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 交付方法 無償にて交付。なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎9階91会議室

イ 日時 平成29年4月24日午前10時

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 応募書類の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 平成29年5月8日 正午まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第4項第1号に同じ。

(4) 詳細は説明書による。

北九州市公告第 276 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 4 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市立スポーツ・文化施設（29 施設）電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで

(4) 履行場所 仕様書で定めるとおり

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 の 2 の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成 29 年 5 月

10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下「日曜日等」という。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課

イ 日時 公告の日から平成29年5月31日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎2階 21会議室

イ 日時 平成29年5月19日午前10時

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年5月10日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年5月10日午後5時までに必着のこと。

(5) 郵送による入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年5月30日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階 第2入札室

イ 日時 平成29年5月31日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条

第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2395

6 Summary

(1) The contract item up for tender:

Power supply to 29 municipal sports and culture facilities

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00 a.m. May 31, 2017

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00 p.m. May 30, 2017

(4) For further information, please contact:

Sports Promotion Division, Sports Department

Citizen Services, Culture and Sports Bureau

1-1 Jonai Kokurakita-ku, Kitakyushu

803-8501 JAPAN

北九州市病院局公告第33号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市病院局管理規程第8号）第2条の規定において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年4月20日

北九州市病院局長 古川 義彦

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市立八幡病院電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで

(4) 履行場所 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

北九州市立八幡病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市病院局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市病院局管理規程第1号）第2条の規定において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年5月10日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号
北九州市立八幡病院事務局管理課
（北九州市立八幡病院東棟2階）

イ 日時 公告の日から平成29年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 入札説明書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号
北九州市立八幡病院 東棟2階大会議室

イ 日時 平成29年5月24日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年5月10日までに競争参加の申出書を北九州市立八幡病院事務局管理課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年5月30日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ

イ 日時 平成29年5月31日午後2時

5 契約の締結

この契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、病院局は契約を行わないことによる補償は、行わない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市病院局契約規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第14号。以下「契約規程」という。）の規定において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程の規定において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規程の規定において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程の規定において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市立八幡病院事務局管理課

〒805-8534 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

電話 093-662-6565

7 Summary

- (1) The contract item up for tender Power supply to Kitakyushu Municipal Yahata Hospital
- (2) Deadline of Tender (by hand) 2:00p.m., May 31, 2017
- (3) Deadline of Tender (by mail) 5:00p.m., May 30, 2017
- (4) For further information, please contact:

Administration Division, Administration Office, Yahata Hospital,
Municipal Hospitals Bureau, City of Kitakyushu